

# 公益社団法人茨城県作業療法士会 役員選挙規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、「本会」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (選挙管理委員会)

第2条 役員選挙に関する業務を公正に行うため、本会に選挙管理委員会を置き、本会事務局内に選挙事務局を設置する。

- 2 選挙管理委員の選出は、定款施行細則第22条による。
- 3 選挙管理委員の任期は、定款施行細則第23条による。

## (選挙権)

第3条 選挙権は、すべての代議員がこれを有する。

## (選挙告示)

第4条 選挙管理委員会は、投票日の2か月前までに、役員選挙の告示を行なうものとする。

- 2 告示は、代議員宛ての文書、本会ホームページ上への掲載などにより行う。
- 3 告示内容は以下のとおりとする。
  - (1) 選挙を実施する役員の種類及び定数
  - (2) 立候補の届出方法・必要提出書類
  - (3) 立候補の届出期間（期間は21日を超えられない）
  - (4) 選挙の日程及び方法

## (立候補の届け出)

第5条 すべての正会員は、役員に立候補する権利を有する。

- 2 推薦立候補の場合は2名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て、推薦者の代表が文書をもって届け出るものとする。
- 3 候補者は他の候補者を推薦してはならない。

## (立候補者の告示)

第6条 選挙管理委員会は、届け出のあった立候補届出書に基づき、役員候補者名簿を作成し、代議員宛ての文書、本会ホームページ上への掲載などにより告示を行なう。

- 2 立候補者の告示内容は次の通りとする。
  - (1) 立候補者の氏名（勤務先名）
  - (2) 推薦立候補の場合は推薦者の氏名
  - (3) 理事会による推薦の場合はその旨

(理事会による候補者推薦)

第7条 立候補者数が定数に満たないときは、理事会において、候補者を推薦することができる。

2 監事のうち1名の外部監事については、理事会が、正会員以外の者を推薦する。

(選挙方法)

第8条 選挙は、投票日の代議員総会において代議員の直接無記名投票により行う。

2 投票用紙は選挙管理委員会が定める。

3 投票は、候補者1名毎に、選任の賛否を問うものとする。

4 候補者が定数内の場合、投票を行わずに、代議員総会において候補者1名毎の選任の可否を諮る方法で役員を選任することができる。

(開票)

第9条 開票は、理事及び監事の選挙毎に行い、代議員1名の立会人を要する。

2 開票に際し、代議員総会議長が立会人を推薦する。

(当選者の確定)

第10条 開票の結果、賛成投票数の多い者から定員の上限まで当選者とする。

2 定数最下位に同数の得票者が複数いて役員の数を超えるときは、その代議員総会に諮って当選者を決定する。

3 候補者が定数内の場合、賛成投票数が過半数あるときは、候補者全員を当選者とする。

(定数に満たないときの候補者選考)

第11条 投票日において候補者数が定数に満たないとき、代議員総会議長は、代議員総会の同意を得て、候補者選考委員会を設け、その選考をさせることができる。

2 前項の委員は5名以内とし、選挙管理委員以外の出席代議員のうちから、代議員総会議長が指名する。

3 代議員総会議長は、選考された候補者について、代議員総会の承認を求めるとし、承認が得られた場合に当選者とする。

(選挙結果の公表)

第12条 当選者が確定したときは、選挙管理委員会は、速やかに公表するものとする。

(委任)

第13条 この規程に関して必要な細目は、選挙管理委員会において決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年11月18日から施行する。